

ガザ地区における戦闘行為の即時停戦等と恒久平和を求める決議

令和5年10月7日、パレスチナ暫定自治区のガザ地区を実効支配するイスラム組織ハマスが、突如、イスラエルを攻撃し、イスラエルもガザ地区への激しい空爆等で応戦して始まった大規模な戦闘行為は、わずかな休戦期間を経て、今も継続している。その犠牲者は膨大な数に上り、12月8日の国連安全保障理事会において、グテーレス事務総長は、4千人以上の女性と7千人以上の子どもを含む1万7千人のパレスチナ人が殺害され、負傷者も数万人に及ぶと報告しているが、その後も、日々、犠牲者は増え続けている。また、戦闘の中で拉致され、今もなお拘束されている人質が依然として多数存在することも報道されている。

どのような歴史的経緯や理由があっても、非戦闘員への攻撃や人質の拉致は国際人道法、国際人権法その他の国際法に明確に違反する暴挙であり、断じて容認することができない。

よって、本市議会は、全ての軍隊及び集団が戦闘を即時に停止し、再開しないこと及び軍事的混乱の中で非人道的状況下に置かれている民間人、特に子どもや病者・負傷者その他支援を要する人々の救助・保護活動を迅速に行うため、全ての人道支援組織等がガザ地区の内外で自由かつ安全に移動し、活動することを保障すること並びに人質を即時に無条件で解放することを強く求めるとともに、この地域の恒久平和を実現するため、関係各国が協力し、英知を尽くして、国際社会が求める武力衝突回避の仕組みをつくりあげることが心から願うものである。

以上、決議する。

令和6年3月25日

福岡県那珂川市議会